明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務九九）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇〇）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一〇一）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一〇二）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇三）　一三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同一〇四）　一六
○個人情報の保護に関する法律についての法務省所管事業分野におけるガイドラインの全部を改正する件（法務一七八）　二〇
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働一一二）　二一
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同一一三）　三一
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四一八～四二〇）　三三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局五三）　三三
○都市計画に関する件（関東地方整備局一二四～一三一）　三三
○道路に関する件（北陸地方整備局六一）　三三
○道路に関する件（中部地方整備局四二～四五）　三四
○都市計画に関する件（近畿地方整備局四八～五〇）　三四
○都市計画に関する件（中国地方整備局四五、四六）　三四
〔公　告〕
諸事項　四八
裁判所
破産、免責関係　四八
特殊法人等
型式適合認定関係　四八
地方公共団体
行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告　四八

省令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の表木曽川右岸施設緊急改築事業の項を次のように改める。

木曽川右岸施設緊急改築事業	木曽川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。